



酪農分野における独占禁止法違反の防止の取組

令和3年3月
公正取引委員会

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成19年4月策定,平成30年12月最終改定)
独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより,連合会及び単位農協による違反行為を未然に防止するとともに,農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることが目的

(本ガイドラインの特徴)

連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し,独占禁止法上問題となるかについて,具体的な事例を挙げながら明らかにしている。

独占禁止法上問題となる行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

1. 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為
3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為
4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
3. 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
4. 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(優越的地位の濫用)

単位農協が組合員に対して,取引上の地位が相手方に優越していることを利用して,当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為

連合会による単位農協に対する問題行為

1. 単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に,単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入したいと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為

2. 単位農協に購買事業を利用させるべく,正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し,連合会の競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為

連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

1. 連合会や単位農協が仕入先に対して,自己以外への販売を禁止する行為,又は自己以外への販売を行う際に承諾を要求する行為

2. 連合会又は単位農協が仕入先に対して,仕入先が系統以外に販売する際に,連合会又は単位農協が販売する価格を下回らない価格で販売するようにさせる行為

3. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して,取引上の地位が相手方に優越していることを利用して,自己のために金銭等の経済的利益の提供を要請する行為

4. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して,取引上の地位が相手方に優越していることを利用して,自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為

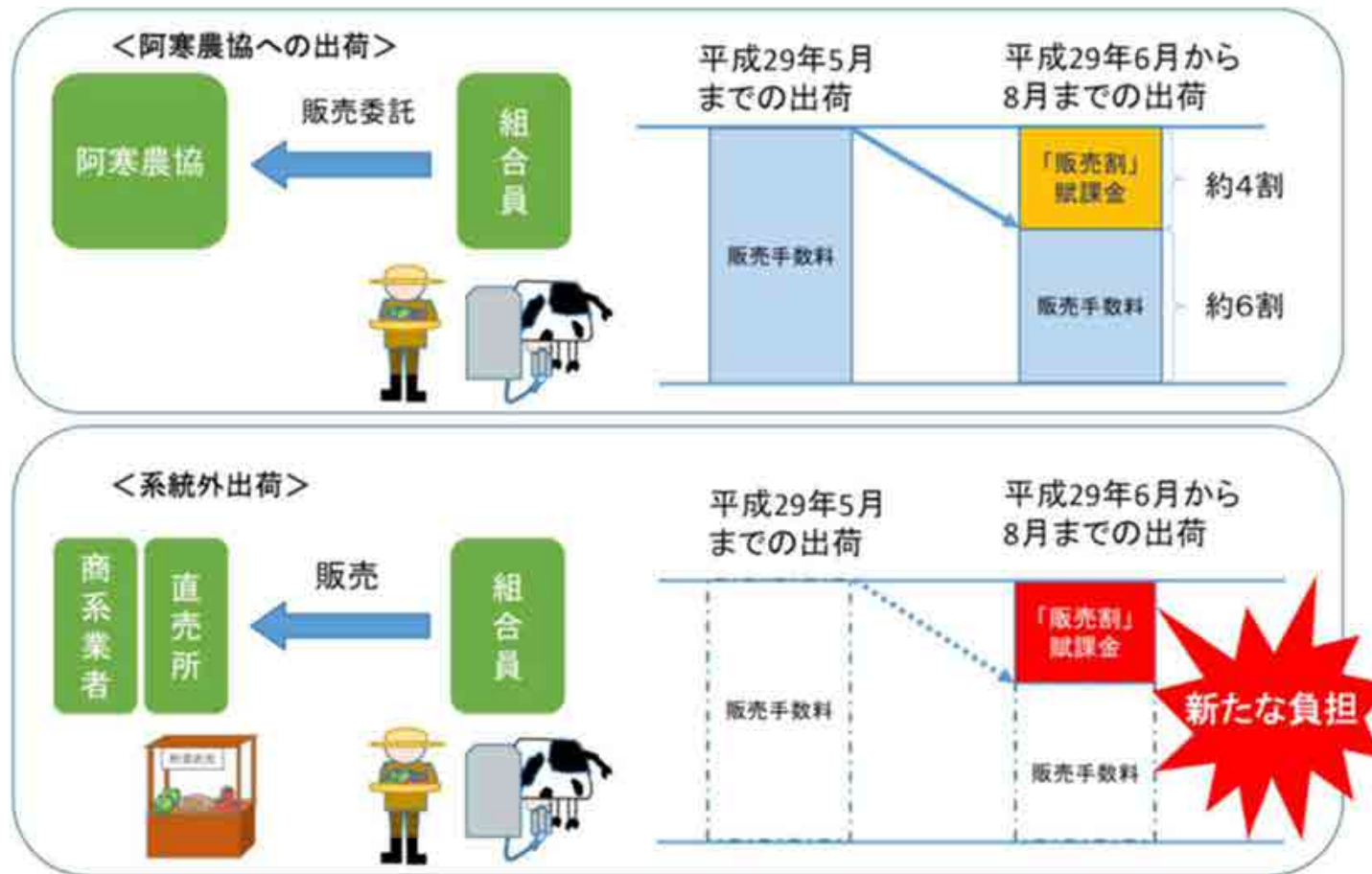
連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

1. 単位農協が販売先に対して,自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする行為

2. 連合会が加工業者に対して,当該加工業者が製造し,販売する連合会のブランド製品の販売価格を指示し,これを遵守させる行為

阿寒農業協同組合に対する件(平成29年10月6日注意)

阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法の規定(優越的地位の濫用)の違反につながるおそれがあった。



農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針の改定(平成30年12月改定)

農協ガイドラインの第2部-第2-3に「組合員に対する優越的地位の濫用」を新設

第2部 農業協同組合に係る不公正な取引方法について

(略)

第2 単位農協による組合員に対する問題行為

(略)

3 組合員に対する優越的地位の濫用

単位農協が、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、自己と継続的な取引関係にある組合員に対して、自己のために金銭・役務等の経済上の利益を提供させること、自己若しくは自己の指定する事業者の販売する商品若しくは役務を購入させること、又は、その他自己と取引関係にある組合員に不利益となるように取引を実施すること等は、当該組合員の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該組合員はその競争事業者との関係において競争上不利となる一方で、当該単位農協はその競争事業者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある(注10)(独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用))。

(注10)優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、取引当事者間に取引上の地位の優劣があるか否か、取引上優越した地位にある事業者が当該地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えているか否かを踏まえて個別具体的に判断される。

単位農協が組合員に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為

(具体的事例)

ア 自己の組合員が自らに対して出荷した農畜産物の数量に応じて所定の販売手数料を徴収していた単位農協が、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じた賦課金(注11)を新たに徴収するとともに、当該賦課金の徴収に相当する額を販売手数料から減額することにより、当該単位農協に農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、当該単位農協以外へ出荷する組合員に対しては、当該単位農協以外への出荷の規模に見合った金銭の支払を義務付けること

(注11)一般的に、単位農協が農業協同組合法に基づき自らの定款の定めにより組合員に対して経費を賦課することは、独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、その賦課の方法や内容、賦課が競争に及ぼす影響等によっては、独占禁止法上問題となる場合がある。

農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針(抜粋)

第2部 農業協同組合に係る不公正な取引方法について

(略)

第1 独占禁止法と農業協同組合

(略)

4 不公正な取引方法

(略)

排他条件付取引(一般指定第11項)

自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのある行為

(略)

第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

1 単位農協の販売先の事業活動に対する不当な拘束

単位農協の中には、管内において生産される農畜産物を原料として加工業者に販売し、当該加工業者が製品を製造、販売している場合がある。

管内の加工業者に対する農畜産物の供給の大半を占めている単位農協が、加工業者に対して、自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする場合には、加工業者の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が加工業者と取引をする機会が減少することとなる。例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある(一般指定第10項(抱き合わせ販売等)、第11項(排他条件付取引)又は第12項(拘束条件付取引))。

単位農協が販売先に対して、自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする行為

(具体的事例)

ア 単位農協が生乳加工業者に生乳を供給するに当たり、自己と競合する生乳供給業者から生乳の供給を受けないこと、自己から生乳の供給を受けていない生乳加工業者の製品の製造委託を受けないことを条件として取引すること